

# 施設等利用給付(償還払い) について

## 【認可保育所】向け

▼一時預かり事業(一般型)を実施している施設が対象

初版作成 令和元年9月

最新改版 令和8年2月



札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課

# 施設等利用給付(償還払い)とは①

## Point!

施設等利用給付認定(新2号・新3号)<sup>(※1)</sup>を受けた保護者が、認可外保育施設等(一時預かりを含む)や預かり保育の利用料の一部<sup>(※2)</sup>を、償還払い<sup>(※3)</sup>方式により給付を受ける制度です。

## ※1 施設等利用給付認定

認可保育施設以外の施設やサービス(一時預かりを含む)を利用した際の費用について、給付を受けるための制度です。年齢に応じ、以下の認定区分があります。いずれの場合も、**2号・3号認定を受けて認可保育施設に通園していないことが前提**となります。

| 認定区分 | クラス年齢             | 対象となる条件                        |
|------|-------------------|--------------------------------|
| 新2号  | 3～5歳児             | 保育の必要性がある                      |
| 新3号  | 0～2歳児<br>(満3歳を含む) | 保育の必要性がある<br>+<br><b>非課税世帯</b> |

# 施設等利用給付(償還払い)とは②

## Point!

施設等利用給付認定(新2号・新3号)<sup>(※1)</sup>を受けた保護者が、認可外保育施設等(一時預かりを含む)や預かり保育の利用料の一部<sup>(※2)</sup>を、償還払い<sup>(※3)</sup>方式により給付を受ける制度です。

## ※2 対象となる費用(利用料の一部)

一時預かり利用料のみが対象であり、食材料費や行事参加費等は対象外です。食材料費(おやつ代等)を含めて利用料を設定している場合、【一時預かりの利用料】と【その他の費用】を分けて設定してください。後述する様式(提供証明書・領収証兼請求書)上も、分けて記載する必要があります。

## ※3 償還払い

保護者が施設に支払った利用料の一部を、保護者からの請求に基づき、市から保護者へ直接支給する仕組みです。

▼補助される額には上限があります。(新2号:37,000円、新3号:42,000円)

▼保護者が市へ請求する際、施設利用を証明する様式(後述)が必要です。

# 認定から支給までの流れ

| タイミング         | 施設                  | 保護者                  | 札幌市<br>※子ども・子育て支援事務センター |
|---------------|---------------------|----------------------|-------------------------|
| 利用前           |                     | 認定申請書提出              | 申請書受理・認定                |
| 利用            | サービス提供<br>(一時預かり実施) | 利用申込<br>利用料支払        |                         |
| 利用後           | 様式※1の発行             | 様式の受領<br>(請求書部分への記載) |                         |
| 利用翌月<br>15日まで |                     | 様式の提出                | 様式受理・審査                 |
| 支給日※2         |                     |                      | 支給(口座振込)                |

※1 提供証明書・領収証兼請求書

※2 請求書受理後に迎える2・5・8・11月のいずれか早い月の26日

## Point!

- ▼保護者はサービス利用前に認定(施設等利用給付認定)を受けることが必要
- ▼保護者が給付を受けるために、施設は様式の発行(所定欄への記載)が必要



# よくある質問①

| No. | 質問   | 回答   |
|-----|--|--|
| 1   | 他市町村から通っている児童から様式の発行を依頼された場合、どうすればよいか。         | 他市町村で認定を受けている児童の場合、その市町村に対し、市町村指定の様式の有無及び請求書の提出先をご確認ください。法律による様式の定めはありませんので、市町村から指定がなければ、札幌市様式の使用も可能と考えられます。 |
| 2   | 認可保育所等を利用していなければ、誰でも一時預かり(一般型)が償還払いの対象となるのか。   | 幼稚園(部)に在園している場合、原則として預かり保育のみが償還払いの対象となるため、一時預かり(一般型)は対象となりません。   |
| 3   | 償還払いの対象かどうか分からないという保護者から様式の発行依頼を受けたが、発行してよいのか。 | 保護者に認定通知書を確認するよう促し、それでも不明であれば居住区の保健センターに確認するよう伝えてください。<br>※様式発行の際、認定保護者名の確認が必要です。                            |
| 4   | 企業主導型保育所に通う児童が利用しても、償還払いの対象となるのか。              | 企業主導型保育所を利用する児童は、償還払いの対象とはなりません。<br>※前提となる施設等利用給付認定を受けられません。   |

# よくある質問②

| No. | 質問                                   | 回答   |
|-----|--------------------------------------|--|
| 5   | 請求書を提出したら、いつ支給されるのか。                 | 支給は年4回(2・5・8・11月の26日)の3か月ごと、支給前月15日まで届いた請求書が対象です。<br>【例:一時預かりを4月から毎月利用】<br>4～6月分の請求書を7/15まで市で受理<br>⇒8/26に4～6月分を支給(以降3か月ごと) |
| 6   | 様式の施設印は園の印鑑でなければならないか。               | 園の印鑑又は代表者の印鑑のどちらでも構いませんが、後者の場合は事業所名及び代表者氏名の両方がわかるようにご記載ください。   |
| 7   | 施設印は必須か。                             | 必ず押印をお願いいたします。   |
| 8   | 利用料が上限額を超えているが、そのまま実際の利用料額を記載してよいのか。 | 様式上側(施設記載欄)の「利用料」については、実際の利用料額をご記載ください。ただし、保護者が請求できる金額は、先のスライドで説明した上限額までとなります。   |
| 9   | 誤記はどのように訂正すればよいのか。                   | 二重線で見え消しとし、施設印として押印したものと同じ印を訂正印としてください。  |

# お問い合わせ先

本制度の一般的な内容や様式への記載の仕方等につきましては、下記センターまでお問い合わせください。

## 札幌市子ども・子育て支援事務センター

- 連絡先 **011-211-2626**
- 住所 〒060-0007  
札幌市中央区北7条西13丁目9-1  
塚本ビル7号館7階
- 受付時間 9:00～17:30(土・日・祝及び12/29～1/3を除く)
- 受託者名 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

※**郵送受付のみ**(事務センターはセキュリティ等の関係からスタッフ以外の入室を禁止しております。申請書等の持参はご遠慮ください)